

避難実施要領（案）

玄海町長

令和 年 月 Y 日 時 分現在

集客施設への攻撃（屋内退避 及び 町域内避難）

1 佐賀県からの避難の指示の内容

別紙のとおり

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 Y 日 :
発生場所	玄海町町民会館
実行の主体	国際テロ組織「X」と考えられる。
事案の概要と被害状況	三島公園で爆発事案が発生し、10名程度が負傷した。また、近傍の集客施設である玄海町町民会館で爆発物とみられる不審物が発見された。
今後の予測・影響と措置	新田地区周辺の住民を早期に避難させる必要がある。 避難の解除まで時間を要することが予測されることから、数日間避難施設にとどまることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	玄海町町民会館の周辺 500メートルの地域
避難先と避難誘導の方針	新田地区の住民を徒歩又は自家用車で値賀第2コミュニティセンターに避難させる。
避難開始日時	令和 年 月 Y 日 :
避難完了予定日時	令和 年 月 Y 日 :

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察：爆発物の処理、交通規制、避難車両の誘導 自衛隊：町民会館及び同周辺地域を警戒 海上保安部：周辺海域の警戒 消防：消防団と協力して避難誘導、避難広報
連絡調整先	本避難実施要領は、町対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。 その他の関係機関 唐津市消防本部（警防課）：0955-72-9260 唐津警察署（警備課）：0955-72-2101 唐津海上保安部（管理課）：0955-74-4323 陸上自衛隊第16普通科連隊（第3科）：0957-52-2131

	※状況が変化した場合等、関係部署間において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。
--	---

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	犯人グループが潜伏・攻撃するおそれがあることから、要避難地域内の避難誘導にあつては、警察及び自衛隊と連携し安全を確保しながら実施する。 不審物は、爆発物とみられ、犯人グループも確保できておらず、他にも爆発物の設置の可能性があることから、長期の避難が予想される。
地域の特性	地域の結びつきが強く行政区単位の行動が期待できる。また、避難行動要支援者は、個別避難計画を活用して、避難を実施する。
時期による特性	日中は気温・湿度が上昇することから、熱中症に注意が必要

4 避難者数(単位:人)(※当時の状況に応じて GIS で人数を算出してください。避難者数は R4.12.31 現在の住基情報、要避難者数は R4.3.31 現在の避難行動要支援者名簿)

地区名	新田			
避難者数(計)	352			
うち要避難者数	62			
うち外国人等の数	1			

5 避難施設

5-1 避難施設

避難先地域	玄海町			
避難施設名	値賀第 2 コミュニティセンター			
所在地	平尾 691			
収容可能人数(人)	88			
連絡先(電話等)	0955-52-6109			
連絡担当者	〇〇			
その他の留意事項等				

5-2 一時集合場所

一時集合場所名	玄海町役場			
所在地	諸浦 348			
連絡先(電話等)	0955-52-2111			
連絡担当者	〇〇			
その他の留意事項等				

6 避難手段

輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他(要支援者用の車)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	乗合大型バス	観光大型バス	
	台数	〇台	〇台	
	輸送可能人数	50名	50名	
	連絡先	〇〇バス	〇〇バス	

輸送力の配分の考え方					
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、個別避難計画の支援者が避難施設まで搬送を行う。支援者による支援が困難な場合は、消防団や町の保有車両により搬送する。			
	その他（けが人等）	町内の病院及び唐津市の病院と調整し、救急車やドクターヘリによる搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路		主な避難経路は、国道 204 号 細部は、別添地図を参照			
交通規制	実施者の確認	唐津警察署			
	規制にあたる人数	〇人程度			
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	唐津警察署			
	規制にあたる人数	〇人程度			
	規制場所	交通規制を行う付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		新田			
町内避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区			
	輸送手段	徒歩又は自家用車			
	避難経路	町道加倉仮屋港線			
	避難先	有浦上公民館			
	避難完了予定日時	Y日〇:〇			
	その他（誘導責任者等）	区長			
地区		新田			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区			
	輸送手段	徒歩			
	避難先	玄海町役場			
	集合時間	Y日〇:〇			
	その他（誘導責任者等）	区長			
町内避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区			
	輸送手段	バス			
	避難経路	県道肥前呼子線～県道今村枝去木線			
	避難先	値賀第2コミュニティセン			

		ター			
	避難完了予定日時	Y日〇:〇			
	その他(誘導責任者等)	〇〇			
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画により個別対応			
	要支援者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施 			
	輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者車両 ・バス ・福祉車両(車イス仕様) ・福祉車両(ストレッチャー仕様) ・救急車 			
	避難経路	国道 203 号			
	避難先	・値賀第 2 コミュニティセンター			
	避難開始日時	Y日〇:〇			
	避難完了予定日時	Y日〇:〇			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設	一時集合場所	主要な交差点		
人数	5名	3名	1名		
現地調整所	連絡要員 2名				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	職員、消防団員 10名、車両				
時期	Y+1日〇:〇				
場所	新田				
方法	広報車での呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し、避難するよう求める。				
終了予定日時	Y+1日〇:〇				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	Y日夕食から支給				
食事場所	避難先施設				
提供する食事の種類	当初は、町備蓄食料 事後は、現地調達による弁当又はボランティアによる炊き出し 状況により佐賀県又は自衛隊に支援を要請				
実施担当部署	住民対策部				
8-5 追加情報の伝達方法					
避難誘導に配置した職員による連絡、登録メール、ホームページ、防災 SNS 等					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
避難者は、食料、貴重品、医薬品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行する。					
出火防止対策を行い、施錠等行う。					
隣近所に声掛けをして相互に助け合って避難する。					
親戚宅等に避難する場合は、区長に避難先を連絡する。					

事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法とする。 	
時期の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症が予想されることから水分・塩分の補給、避難施設におけるスポットクーラーの設置を準備 	
一時集合場所・避難所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・到着時は、自主防災組織のリーダーのもとに集合する。 	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
<p>(心得・安全確保・服装等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ・特殊標章等を携帯すること。 ・防災服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ・避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内連絡網 ・個別避難計画に基づく伝達方法 ・防災行政無線、登録メール、防災 SNS、ホームページ ・報道機関：報道責任者は、避難実施要領について情報提供
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧による
職員間の連絡手段	LoGo チャット(国民保護トークルーム) 職員電話番号一覧による
12 緊急時の連絡先	
玄海町 国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	電話:0955-52-2115 F A X:0955-52-5008 e-Mail:bousai@town.genkai.lg.jp